

# 『ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』

## 実施要綱

平成28年1月  
(平成31年1月一部改正)  
(平成31年3月一部改正)  
国土交通省

## ■用語の解説

本要綱において使用する用語の解説を以下に示します

用語	解説
大型車誘導区間	道路法第 47 条の 3 第 1 項に規定する限度超過車両の通行を誘導すべき道路として、国土交通大臣が指定した区間。
業務支援用 ETC2.0 車載器	「電波ビーコン 5.8GHz 帯発話型 ITS 車載器向けデータ形式仕様書・解説書（（一財）道路新産業開発機構発行）」に定める特殊用途用 GPS 付き発話型車載器及び「ITS スポットを用いた大型車両の走行経路確認社会実験」における ITS スポット対応車載器のことをいう。
特定プローブ情報	業務支援用 ETC2.0 車載器に記録された走行位置の履歴などの情報「プローブ情報」に、「車載器の特定に関する情報」を付与した情報で、道路管理者が管理する DSRC 路側無線機との無線通信により業務支援用 ETC2.0 車載器から収集される情報をいう。
路側機	道路管理者が特定プローブ情報を収集するため、業務支援用 ETC2.0 車載器と通信を行う路側に装着された機器をいう。
セットアップ	車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいう。
車載器管理番号	車載器ごとに割り当てられた識別番号をいう。
ASL-ID	無線通信の相手方を識別するための符号をいう。

## 1 背景・目的

国等が実施した実験結果によると、軸重 20 トン車が道路橋の劣化に与える影響は、軸重 10 トン車の約 4,000 台に相当します。また、重量を違法に超過した大型車両は、全走行車両のわずか 0.3% しかありませんが、道路橋の劣化の約 9 割以上を引き起こしています。

そのため、平成 26 年 4 月 14 日に社会資本整備審議会道路分科会が行った「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」において、重量制限を超過する大型車両を通行させる者に対する取締り・指導について一層強化を図るとともに、特殊車両通行許可制度の審査基準の見直しや審査の迅速化等を図ることで、大型車両が適正に通行しやすい環境を整備することとされました。

これを受けて、国土交通省においては平成 26 年 5 月 9 日に、「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を、国民の財産である道路をきわめて大きく痛める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支えておられる方にはより使いやすくといった、メリハリの効いた取り組みを進めていくことを公表したところです。

この方針に基づいて、道路を適正に利用する者の許可の簡素化を図るため ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度（以下、「簡素化制度」という。）が導入されます。

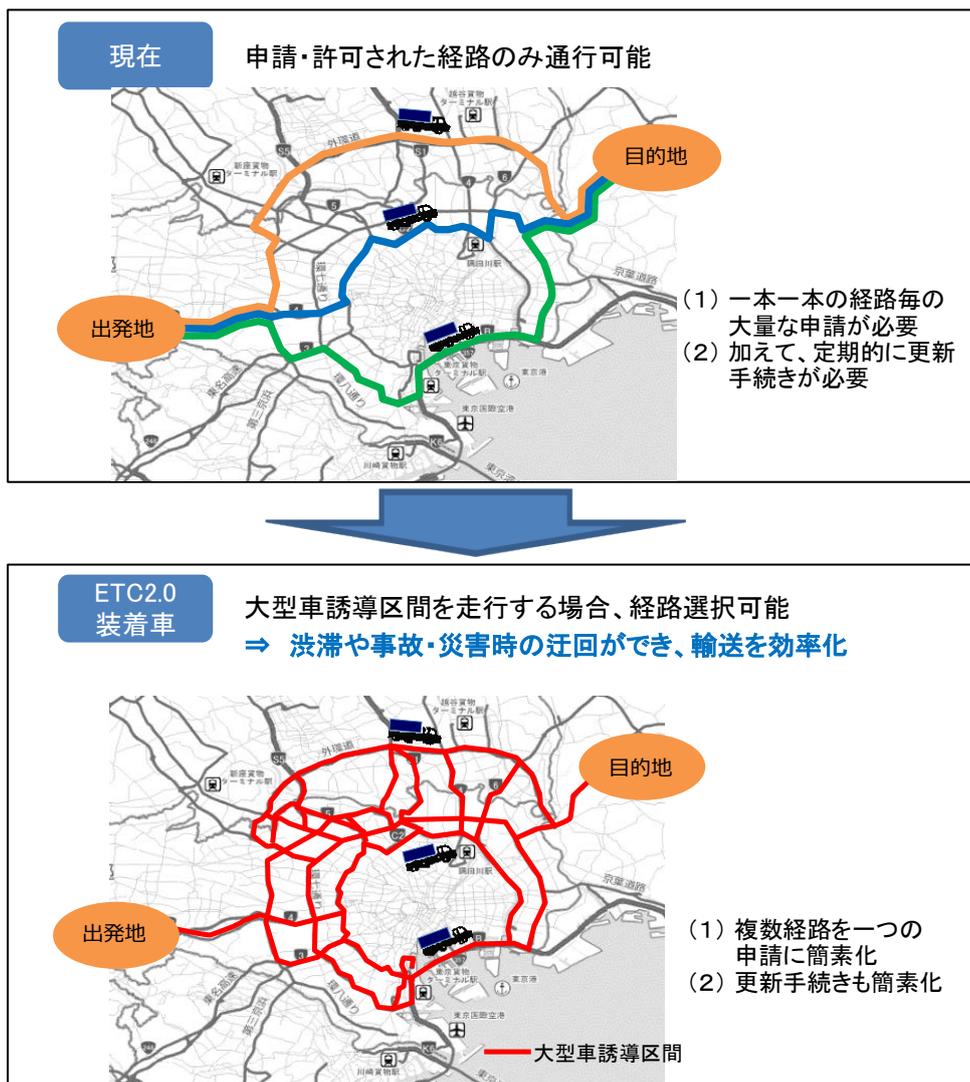


図 1 ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可の簡素化について

## 2 簡素化制度の内容

業務支援用 ETC2.0 車載器を装着した特殊車両で大型車誘導区間の走行を含む通行許可申請があった場合は、大型車誘導区間を包括的に申請があったものとみなして通行できる許可を付加するとともに、路側機で特定プローブ情報を収集することにより当該車両の通行経路把握を行います。

### 変更点

- ・大型車誘導区間内では、迂回経路の申請が不要となります。

なお、出発地～目的地が異なる経路についてはそれぞれ申請が必要となります。

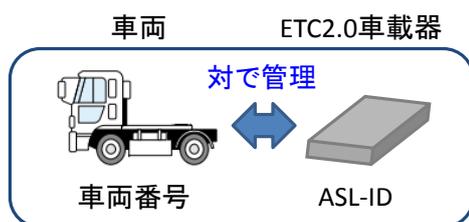
- ・更新時の手続きが簡素化されます。

更新申請においてはシステムで自動作成した申請書の連絡に対し、申請者からの同意確認をもって更新申請されたものと扱います。ただし、本制度の許可を受けた車両で法に違反して通行していることを確認し、通知を受けた場合には、当該車両に係る申請書の自動作成は行いません。

- ・大型車誘導区間内の迂回経路分の申請手数料がかからないため手数料が削減されます。

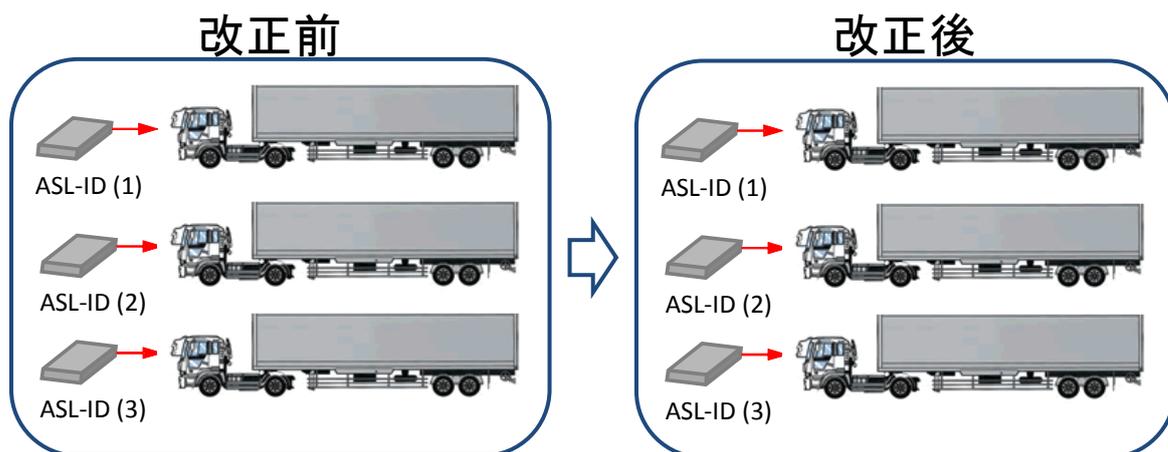
- ・1の車両単位で利用登録を行います。(図2参照)

- ・平成31年3月25日より複数車両を包括した申請ができるようになりました。(図3参照)



車両番号と車載器の ASL-ID は対で管理されるため、車載器を故障等で交換した場合には、利用登録の変更が必要です。

図2 簡素化制度の利用登録について(1)



✗ 簡素化制度では複数の車両の包括申請は不可

○ 簡素化制度で許可申請可能

従来は、複数台のトラックをまとめた申請ができませんでしたが、今回の改正(平成31年3月25日)により包括申請が可能となりました。(「車種」、「荷物」、「通行期間」が同一の場合)

図3 簡素化制度の利用登録について(2)

### 3 対象となる車両

大型車誘導区間申請に適合する車両で、かつ業務支援用 ETC2.0 車載器を装着しセットアップした車両（トレーラを除く）※

※大型車誘導区間申請に適合する車両とは、車両の通行の許可の手続き等を定める省令（以下「省令」という。）（昭和 36 年 9 月 25 日 建設省令第 28 号）第 7 条の車両諸元等に適合する車両のことをいいます。

#### [ご注意]

業務支援用 ETC2.0 車載器購入後の通行許可申請登録時に本制度に参加できないことが判明するという事のないように、事前に本制度を利用しようとする車両が本制度の対象車両か、また、申請経路区間に大型車誘導区間が含まれているか、確認を実施してください。

表 1 に対象車両の許可基準を参考に示します。

表 1 対象車両の許可基準

車両諸元						
	新規格車			新規格車以外		
	単車	連結車		単車	連結車	
		追加3車種	特例5車種		セミトレーラ連結車(国際海上コンテナ車を含む)	フルトレーラ連結車
	追加3車種		特例5車種	特例5車種及び追加3車種	その他	
幅	2.5m以下					
高さ	3.8m以下			4.1m以下		
長さ	12m以下			17m以下 (※)		19m以下 21m以下
最小回転半径	12m以下					
総重量	25t以下	26t以下	39t以下	44t以下		
軸重	10t以下			11.5t以下		10t以下
隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸距が <sup>1)</sup> 1.8m未満の場合は18t以下 1.8m以上の場合は20t以下 (隣り合う軸重に係る軸距が1.3m以上であり、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも9.5t以下の場合は19t以下)					
輪荷重	5t以下			5.75t以下		5t以下

追加3車種: あおり型、スタンション型、船底型

特例5車種: バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ運搬用、自動車運搬用

(※) i) 被けん引車の後軸の旋回中心から車体の後面までの長さが3.8メートル以上4.2メートル以下の車両にあっては18メートル、3.2メートル以上3.8メートル未満の車両にあっては17.5メートル。

ii) 貨物を被けん引車の車体の後方にはみ出して積載する場合にあっては、被けん引車の後軸の旋回中心から当該貨物の後端までの長さが3.8メートル以上4.2メートル以下の車両又は2.4メートル以上3.8メートル未満の自動車運搬用セミトレーラ連結車にあっては18メートル、3.2メートル以上3.8メートル未満の車両（自動車運搬用セミトレーラ連結車を除く。）又は1.9メートル以上2.4メートル未満の自動車運搬用セミトレーラ連結車にあっては17.5メートル。

ただし、自動車運搬用セミトレーラ連結車にあっては1.0mを超えて貨物をみ出して積載することはできない。

#### 4 利用条件

本制度は以下の条件を満たす方が利用できます。

- (1) 特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請システムで手続きを行うこと、また、道路管理者からの通行許可等に関する電子メールを受信することができること
- (2) 「ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度利用規約」に同意すること
- (3) 「ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度における特定プローブ情報の利用及び取り扱い方針」に同意すること
- (4) 本制度を利用する車両の車両情報及び装着している業務支援用 ETC2.0 車載器の情報をシステムに利用登録すること

##### [ご注意]

- ・ 車両を通行させる場合は、常に業務支援用 ETC2.0 車載器を稼働させ路側機と通信できる状態にしておくこと
- ・ 走行前に通行条件を確認すること
- ・ 利用登録後、車載器と装着車両の組合せに変更があった場合は、利用登録を削除後、再登録を行うこと

#### 5 大型車誘導区間内の許可経路の取扱い

##### 5.1 許可の範囲

大型車誘導区間全線の経路が付加されることとなりますが、付加される経路のうち個別審査となる箇所については許可の対象外となり（申請経路は除く）、大型車誘導区間外と大型車誘導区間の接続交差点においては申請経路の進行方向のみ許可されます。ただし、個別審査となった交差点は、折進はできませんが直進は可能です。

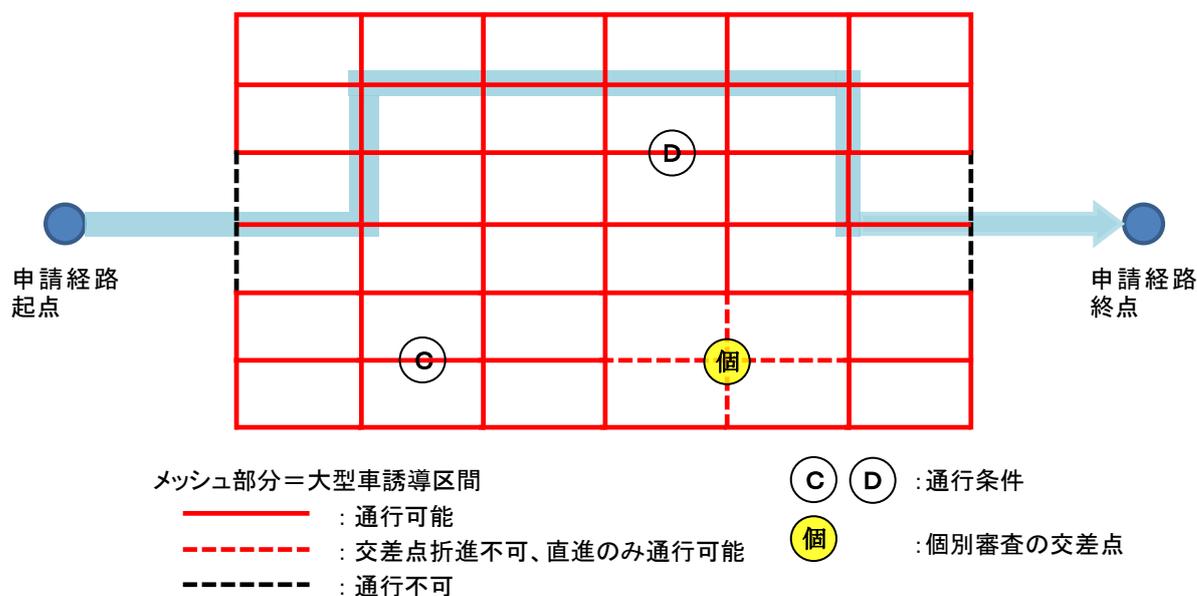


図4 大型車誘導区間の許可経路の取り扱い例

## 5.2 通行条件の区分C又はDについての取扱い

申請経路に通行条件の区分でC又はDとなり、車両の前後に誘導車を配置することを条件とする区間又は箇所があるときには、原則として、申請経路全路線（高速自動車国道等を除く。）について当該許可条件により通行することが義務づけられていますが、本制度に係る大型車誘導区間においては、当該許可条件による措置の必要となる区間又は箇所に限定して当該許可条件により通行することができます。

## 5.3 大型車誘導区間改定時の取扱い

大型車誘導区間の追加指定が行われた場合、追加指定区間についても審査を実施し追加許可されます。大型車誘導区間内の許可条件に変更があった場合は、許可を行った道路管理者から変更通知があります。変更内容に従って通行してください。

## 6 利用方法

簡素化制度をご利用される際は、特殊車両通行許可オンライン申請システムで下記の手続きを行ってください。

### ① 車両の利用登録（初回のみ）

利用規約等に同意し、車両番号や車載器に関する情報を入力して登録を行ってください。

### ② 特殊車両の通行許可申請

従来通り通行許可申請を行ってください。①の登録車両で、大型車誘導区間を経路に含む申請については、簡素化制度の利用確認メッセージが自動的に表示されますので、メッセージに従ってください。

## 7 車両通行時の許可証等の携行について

本制度に係る許可証の付属書類は、通行経路に係るもののみ備え付ければ足りるものとします。

## 8 アンケート調査について

道路管理者から利用者へ、本制度の有効性、利用者の利便性等を検証するためのアンケート調査等を電子メールにて依頼する場合があります。

9 問い合わせ先

実施要綱に関する質問は下記までお願いします。

ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度に関するお問い合わせ

簡素化制度サポートデスク 【特車運用事務局内】

TEL 048 (601) 3223

E-mail [ktr-tokusya-info@mlit.go.jp](mailto:ktr-tokusya-info@mlit.go.jp)

受付時間 9 : 15 ~ 18 : 00 (平日のみ)

[注] 運用開始日から受付